TSUKUI STAFF

第5期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2020年6月19日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所
ホテル横浜キャメロットジャパン
4階　フェアウインドⅡ・Ⅲ
横浜市西区北幸一丁目11番3号

目　次

第５期定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
計算書類…… 22
監査報告…… 31
株主総会参考書類…… 35
　第１号議案　剰余金の配当の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

株式会社 ツクイスタッフ
証券コード：7045

証券コード　7045
2020年６月３日

株　主　各　位

横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号
株式会社 ツクイスタッフ
代表取締役社長　三　宅　篤　彦

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

書面による議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月18日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、総会当日の対応につきましては、次頁＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞をご参照のうえ、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　横浜市西区北幸一丁目11番３号
ホテル横浜キャメロットジャパン ４階 フェアウインドⅡ・Ⅲ
（末尾の「第５期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

３．目的事項

報告事項　第５期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

・本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
・ご出席をお控えいただける株主様におかれましては、同封の議決権行使書用紙にて事前に議決権をご行使いただきますよう、併せてお願い申し上げます。
・ご出席される株主様におかれましては、マスク着用のうえご来場賜りますようお願い申し上げます。
・会場におきましては、間隔をあけた座席配置とさせていただく予定としております。また、運営スタッフのマスク着用、会場入口での手指へのアルコール消毒等の感染予防措置を講じてまいりますので、あらかじめご了承願います。
・本総会の議事は、円滑な進行となる方法で行い、時間を短縮して行う予定としております。
・昨年実施いたしました総会後の経営報告会及びお土産は取り止めさせていただきます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.tsukui-staff.net/）に掲載させていただきます。適宜ご覧くださいますようお願い申し上げます。

＜その他のご連絡事項＞

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.tsukui-staff.net/）に掲載させていただきます。
・当日は弊社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されていましたが、足下で新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞等により景気減速が懸念されます。世界経済においても、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内同様に景気減速が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境につきましては、有効求人倍率は新型コロナウイルスの感染拡大の影響が出始め低下傾向となっておりますが、介護分野は、依然として全産業の中で高い水準で推移しております。

また、2020年４月からは、働き方改革関連法により、同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、適切な対応が求められております。

このような情勢の中、当社は人材雇用の安定化が介護医療事業者の成長支援の基礎であると考えており、求人及び広告宣伝の積極的投資を行い、直接雇用である人材紹介を強化しております。

当事業年度においては、組織再編等の基盤構築による営業機能の強化を図り、自社ＷＥＢサイトプロモーションや介護・医療施設への営業活動を継続するとともに、職場見学会の開催、介護業界展示会への出展、介護資格取得支援キャンペーン等を実施いたしました。

また、2019年11月からは人材の育成、離職防止に向けて福祉業界に特化したeラーニングサービス「Ｅ　ｃａｒｅ　ｌａｂｏ（イーケアラボ）」を開始し、教育研修における新たな需要の獲得に努めてまいりました。

営業拠点については、既存の営業エリア拡大のため既存店を分割し、2019年５月には愛知県岡崎市、同年６月には福岡県北九州市に新たに支店を開設した結果、支店数は38支店となりました。

以上の結果、売上高は8,257,215千円（前事業年度比1.6％増）と増収になりましたが、営業利益は、原価部門ならびに管理部門の人員増強による人件費及び登録スタッフ確保のための求人費ならびに広告宣伝費の増加等により365,815千円（前事業年度比18.0％減）、経常利益は357,267千円（前事業年度比14.5％減）、当期純利益は226,075千円（前事業年度比16.9％減）と減益になりました。

当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、売上高をサービス別に記載すると以下のとおりであります。

サービス別＼期別	第４期（2019年３月期）（前事業年度）		第５期（2020年３月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	売上高（千円）	構成比（%）	売上高（千円）	構成比（%）	売上高（千円）	増減率（%）
人材派遣	7,211,397	88.7	7,231,734	87.6	20,337	0.3
紹介予定派遣	172,931	2.1	130,250	1.6	△42,681	△24.7
人材紹介	600,718	7.4	733,252	8.9	132,534	22.1
委託	109,566	1.4	108,258	1.3	△1,307	△1.2
教育研修	36,054	0.4	47,014	0.6	10,959	30.4
その他	25	0.0	6,705	0.0	6,680	－
合計	8,130,692	100.0	8,257,215	100.0	126,523	1.6

⑵ 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は20,224千円で、本社のシステム導入及び支店内の設備等を実施いたしました。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

⑸ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 2 期 (2017年３月期)	第 3 期 (2018年３月期)	第 4 期 (2019年３月期)	第 5 期 (2020年３月期) (当事業年度)
売上高(千円)	6,788,602	7,734,339	8,130,692	8,257,215
経常利益(千円)	455,026	490,181	417,758	357,267
当期純利益(千円)	300,149	322,242	272,127	226,075
１株当たり当期純利益（円）	214.39	230.17	189.15	145.38
総資産(千円)	1,929,400	2,489,481	3,083,186	3,168,644
純資産(千円)	1,061,736	1,355,978	1,943,948	2,130,387
１株当たり純資産（円）	758.38	968.56	1,258.22	1,333.21

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ツクイで、同社は当社の株式を2020年３月31日現在1,016千株（出資比率63.58％）保有しております。

当社は親会社に対し、人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介及び教育研修等のサービスを行っておりますが、取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行われており、取引金額の重要性は低いものであります。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑺ 対処すべき課題

我が国経済の見通しといたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞等により景気減速が懸念されます。世界経済においても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内同様に景気減速が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

当社は、このような状況の中、更なる企業価値の向上を図るため、対処すべき課題について適切な対応を推進してまいります。

① 人材の確保及び育成

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、特に介護分野においては2025年に向かって介護職不足が更に深刻化しており、将来にわたり良質な人材を安定的に確保していくことが重要な課題となっております。2019年４月には、改正入国管理法の施行により新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人人材の受入が一層進むと認識しております。

当社は、登録スタッフ獲得のための採用チャネルの開拓を図るとともに、資格取得支援や教育訓練のコンテンツを充実させることで、引き続き人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

また、多様化するクライアント・求職者ニーズに対し柔軟かつ迅速に対応していくためには、優秀な従業員の採用・育成・定着が継続的な課題となっております。働き方改革関連法により残業時間の上限規制や有給休暇取得の促進等の取り組みが求められており、従業員の意識改革や業務効率化に資するシステム導入等により、生産性の向上を目指す必要があります。

今後は、従業員の採用ならびに教育体制の更なる充実を図るとともに、人事制度の改定等により、企業と共に成長していく人材の育成に取り組んでまいります。

② 人材サービス業界の競争激化

当社が営業基盤とする介護・医療業界には、多くの競合他社が参入しております。

当社は、介護・医療施設に向けた人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援と教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種サービスをワンストップで提供することで、競争優位性を確立してまいります。

また、親会社における人材関連事業開始時点から現在に至るまでの経験から生まれた信頼と、介護の資格を有している従業員を全国の拠点に配属することで高い専門性を保ち、親会社とのグループシナジーによって差別化を図ってまいります。

③　コンプライアンス体制の強化

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備しております。

今後も従業員及び派遣スタッフ共に法令遵守の徹底を図り、内部管理体制の充実に努めてまいります。

④　新規事業の創出

当社では、業容拡大と長期にわたる持続的な成長を実現するためには、既存事業の強化だけではなく、新たな価値を創造する新規事業の創出が必要であると認識しております。M&Aや他企業とのアライアンスも視野に入れ、クライアントのお役に立てるさまざまなソリューションを提供できる企業を目指してまいります。

⑻ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

サービス名	サービス内容
人材派遣	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、有料老人ホームや医療機関への人材派遣
紹介予定派遣	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、有料老人ホームや医療機関への紹介予定派遣
人材紹介	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、有料老人ホームや医療機関への人材紹介
委託	自治体が実施する「現任介護職員等養成支援事業」等の受託
教育研修	福祉の現場で必要とされるスキルに特化した従業員向け教育研修
その他	福祉施設や医療機関への各種ソリューションの提供

⑼ 主要な営業所（2020年３月31日現在）

名称	所在地
本社	神奈川県横浜市港南区
札幌支店	北海道札幌市北区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
東京支店	東京都渋谷区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

⑽ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200（6）名	14名増（0）	37.5歳	5.7年

（注）１．従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、非常勤従業員数については、１人当たり１日８時間換算数で計算した平均人員数を（　）外数で記載しております。
２．受入出向者については、平均年齢及び平均勤続年数の計算に含めておりません。
３．当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
４．当社は、2016年１月に株式会社ツクイより新設分割により設立しましたが、従業員の雇用契約のすべてを同一の労働条件で分割会社から承継しているため、平均勤続年数は分割会社勤続分を通算して記載しております。

⑾ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑿ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　5,600,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　1,598,000株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は53,000株増加しております。

⑶ **株主数**　　817名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ツクイ	1,016,000株	63.58%
ツクイスタッフ従業員持株会	120,700	7.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	60,600	3.79
水谷邦彦	32,300	2.02
三宅篤彦	17,000	1.06
西尾信用金庫	14,000	0.87
平野裕	13,000	0.81
田村雅人	10,000	0.62
北原信彦	9,500	0.59
上田八木短資株式会社	9,200	0.57

（注）　持株比率は自己株式（61株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2016年７月22日
新株予約権の数		1,335個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 133,500株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		金銭の払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 56,700円 (１株当たり 567円)
権利行使期間		自 2018年７月23日 至 2026年７月13日
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員）	－

(注) 新株予約権の行使の条件

1．新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

2．新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して１年を経過した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合のみ新株予約権を行使することができる。

3．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

5．新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6．その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

⑶ **その他新株予約権等の状況**
該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三宅篤彦	
取締役	平野裕	第一営業本部長
取締役	田村雅人	管理本部長兼業務部長
取締役	下村光輝	第二営業本部長兼営業支援部長
取締役（常勤監査等委員）	金井直人	
取締役（監査等委員）	瀬戸恒彦	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長 一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事
取締役（監査等委員）	天野直樹	永井・天野法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	堀江明弘	株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役

（注）１．取締役（監査等委員）瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏は、社外取締役であります。
２．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、金井直人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
３．取締役（監査等委員）瀬戸恒彦氏は、介護保険制度に関する専門的知識を有するものであります。
４．取締役（監査等委員）天野直樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役（監査等委員）堀江明弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、社外取締役瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ **責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役（監査等委員）金井直人氏、瀬戸恒彦氏、天野直樹氏ならびに堀江明弘氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑶ **取締役及び監査役の報酬等**

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （－）	50,543千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （3）	26,300 （16,200）
合計 （うち社外取締役）	8 （3）	76,843 （16,200）

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年６月25日開催の第３期定時株主総会において、年額120,000千円と決議頂いております。

２．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年６月25日開催の第３期定時株主総会において、年額40,000千円と決議頂いております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役（監査等委員）瀬戸恒彦氏は公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長、一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）天野直樹氏は永井・天野法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）堀江明弘氏は株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役（監査等委員） 瀬　戸　恒　彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 主に経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の業務体制の妥当性等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 天　野　直　樹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 堀　江　明　弘	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の財務・会計関連等について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．取締役及び従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。

b．法令遵守の教育研修を実施し、法令及び企業倫理遵守の意識向上を図る。

c．業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が「内部統制規程」に基づき、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。

d．各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。

e．内部監査や内部統制評価の結果は代表取締役及び監査等委員会に速やかに報告し、対策を講じる。

f．「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役及び取締役会、監査等委員会へ報告し対策を講じる。

g．社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」等に従い保存及び管理を適正に実施する。

b．監査等委員会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。

b．各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。

c．財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査等委員会へ報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．月１回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。

b．取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」及び「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。

⑤　当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

・当社は、親会社の定時取締役会（必要に応じて臨時取締役会）において、当社の取締役より定期的に状況の報告を行う。

b．当社の損失の危険の管理に関する親会社への報告及びその他の体制

・親会社のリスク管理委員会において、当社の取締役よりリスク管理状況の報告を行う。

・必要に応じて親会社の内部統制監査を受け入れ、グループ全体の内部統制の実効性を高める。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

a．「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助する従業員として、必要な人員を配置する。

b．当該従業員の異動及び評価については、監査等委員会の同意を得て実施させるものとする。

c．当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合においては、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員会より直接行われるものとする。

⑦　監査等委員会への報告に関する体制

a．取締役及び従業員は、法定事項及び社内規程事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。

・決定事項、事業等のリスクその他の重要事項

・当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項

・その他業務執行に関する重要な事項

b．上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役及び従業員に報告及び調査を要請できる。

c．上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱を行ってはならない。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。

ｂ．監査等委員は、主な事業所の往査を実施する。

ｃ．監査等委員は、内部統制室及び会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。

ｄ．監査等委員は、重要な会議に出席し意見を述べることが出来る他、３ヵ月に１回代表取締役との意見交換を行う。

ｅ．監査等委員は、法令遵守及び内部通報の体制に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

ｆ．監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の施行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。

⑵　内部統制システムの運用状況の概要について

①　内部統制システム全般

グループの内部統制を整備し実効性を高めていくため、当社及び親会社の内部統制室が緊密に連携して、それぞれの年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、年度で取り纏めた監査報告書は代表取締役に提出するとともに、親会社の内部統制室にも回覧され情報共有を図っております。

②　コンプライアンス体制

従業員を対象とした教育研修を開催し、コンプライアンス意識を高めております。社内外に内部通報相談窓口を設置し、不正行為等の予防、早期発見と是正を図り、制度及び体制の信頼性を確保しております。また、継続的にイントラネットを通じて全従業員へコンプライアンス通信を配信し、コンプライアンスの啓発に努めるとともに、不正防止啓発カード（社内呼称）を配布することで、法令遵守の徹底を図っております。

③　リスク管理体制

　グループ全体の横断的なリスク管理を行うため、親会社が開催するリスク管理委員会に当社の取締役も参加しております。当社においても、リスク管理委員会を設置し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づきテーマを定め、分析・評価を行っております。

④　取締役（監査等委員除く）の職務執行

　取締役（監査等委員除く）は、就任後年度内に開催された取締役会に出席し、相互に取締役の職務の執行状況を監督するとともに、経営判断の原則に基づき意思決定を行っております。

⑤　監査等委員の職務執行

　監査等委員は年度内に開催された取締役会に出席するとともに、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

　また、代表取締役との定期会合を実施し、経営上の課題やリスクについて意見交換を行うとともに、内部統制室との連携を図り監査の実効性向上に努めております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきまして、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金については、その充実に留意しつつ、経営環境の変化に適切に対応し、当社の持続的な成長を支える基盤を構築するために、有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき15円とさせていただきます。すでに実施済の中間配当金１株当たり15円とあわせまして、年間配当金は１株当たり30円となります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,972,206**	**流動負債**	**962,350**
現金及び預金	1,974,266	未払金	542,859
売掛金	937,229	未払費用	16,735
貯蔵品	2,799	未払法人税等	70,657
前払費用	41,728	未払消費税等	173,012
その他	20,713	前受金	3,250
貸倒引当金	△4,530	預り金	97,560
固定資産	**196,438**	賞与引当金	51,512
有形固定資産	**11,585**	返金引当金	6,761
建物	7,695	**固定負債**	**75,906**
工具、器具及び備品	3,890	退職給付引当金	74,394
無形固定資産	**31,416**	資産除去債務	983
ソフトウエア	31,416	その他	529
投資その他の資産	**153,435**	**負債合計**	**1,038,257**
破産更生債権等	1,345	**純資産の部**	
長期前払費用	1,528	科目	金額
繰延税金資産	51,982	**株主資本**	**2,130,387**
敷金及び保証金	99,924	**資本金**	**290,473**
貸倒引当金	△1,345	**資本剰余金**	**790,420**
資産合計	**3,168,644**	資本準備金	790,420
		利益剰余金	**1,049,657**
		その他利益剰余金	1,049,657
		繰越利益剰余金	1,049,657
		自己株式	**△163**
		純資産合計	**2,130,387**
		負債・純資産合計	**3,168,644**

(注)　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,257,215**
売上原価		**6,978,620**
売上総利益		**1,278,595**
販売費及び一般管理費		**912,779**
営業利益		**365,815**
営業外収益		
受取利息	20	
助成金収入	756	
その他	57	834
営業外費用		
障害者雇用納付金	9,021	
その他	361	9,382
経常利益		**357,267**
税引前当期純利益		**357,267**
法人税、住民税及び事業税	133,988	
法人税等還付税額	△835	
法人税等調整額	△1,961	131,191
当期純利益		**226,075**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	275,421	775,421	775,421	893,106	893,106	－	1,943,948	1,943,948
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	15,052	14,999	14,999				30,051	30,051
剰余金の配当				△69,524	△69,524		△69,524	△69,524
当期純利益				226,075	226,075		226,075	226,075
自己株式の取得						△163	△163	△163
当期変動額合計	15,052	14,999	14,999	156,551	156,551	△163	186,438	186,438
当期末残高	290,473	790,420	790,420	1,049,657	1,049,657	△163	2,130,387	2,130,387

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～15年
工具、器具及び備品	４年～ ６年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額に基づき計上しております。

③　返金引当金

人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績率等に基づき、返金損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額 27,351千円

⑵ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

⑶ 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	4,886千円
短期金銭債務	582千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	111,542千円
売上原価ならびに販売費及び一般管理費	4,678千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数　普通株式　1,598,000株

⑵ 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数　普通株式　61株

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

a. 2019年６月21日開催の第４期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　46,350千円
・１株当たり配当額　30.00円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月24日

b. 2019年11月７日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　23,174千円
・１株当たり配当額　15.00円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月９日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2020年６月19日開催予定の第５期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　23,969千円
・１株当たり配当額　15.00円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月22日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　80,500株

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、自己資金を有効活用するとともに、資金調達が必要となった場合には、主に銀行借入等によって調達いたします。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は発生しておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２.参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,974,266	1,974,266	－
(2)売掛金	937,229		
貸倒引当金（※）	△4,471		
	932,757	932,757	－
資産計	2,907,024	2,907,024	－
(1)未払金	542,859	542,859	－
(2)未払法人税等	70,657	70,657	－
(3)未払消費税等	173,012	173,012	－
(4)預り金	97,560	97,560	－
負債計	884,088	884,088	－

（※）売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払金、（2）未払法人税等、（3）未払消費税等、（4）預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	99,924

敷金及び保証金については、償還時期の合理的な見積りが不能で、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,974,266	－	－	－
売掛金	937,229	－	－	－
合計	2,911,496	－	－	－

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,765千円
賞与引当金	15,474
地方法人特別税	1,224
返金引当金	2,031
退職給付引当金	22,348
未払事業税	3,860
障害者雇用納付金	2,696
その他	2,761
繰延税金資産合計	52,161
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△178
繰延税金負債合計	△178
繰延税金資産の純額	51,982

7．関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な取引はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　1,333円21銭
⑵　１株当たり当期純利益　　145円38銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社ツクイスタッフ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　田　　叙　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　坂　　真　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツクイスタッフの2019年４月１日から2020年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

株式会社ツクイスタッフ　監査等委員会

常勤監査等委員　金　井　直　人　㊞

監 査 等 委 員　瀬　戸　恒　彦　㊞

監 査 等 委 員　天　野　直　樹　㊞

監 査 等 委 員　堀　江　明　弘　㊞

（注）　監査等委員瀬戸恒彦、天野直樹及び堀江明弘は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　**配当財産の種類**

金銭といたします。

⑵　**配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株につき金15円　総額は23,969,085円

なお、中間配当金として１株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金30円となります。

⑶　**剰余金の配当が効力を生じる日**

2020年６月22日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）４名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新経営体制のもと、取締役（監査等委員である取締役を除く）３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 新任	森野佳織（もりのかおり） （1964年９月14日生）	1999年１月　株式会社ツクイ入社 2004年４月　同社　東神奈川圏統轄本部長 2006年１月　同社　事業推進第二本部長兼事業企画部長 2006年10月　同社　有料老人ホーム推進本部長 2009年４月　同社　在宅・施設介護推進本部北日本圏本部長 2010年４月　同社　西日本在宅介護推進本部長 2011年６月　同社　取締役西日本在宅介護推進本部長 2012年１月　同社　取締役有料老人ホーム推進本部統轄担当 2013年10月　同社　取締役サービス付き高齢者向け住宅プロジェクト統轄担当 2014年７月　同社　取締役高齢者住宅・在宅介護推進統轄担当 2015年２月　同社　取締役サービス付き高齢者向け住宅推進統轄担当 2017年４月　同社　取締役在宅介護推進統轄担当兼サービス付き高齢者向け住宅推進統轄担当 2018年４月　同社　取締役地域戦略推進本部長 2018年11月　株式会社ヒューマンライフ・マネジメント取締役（現任） 2019年４月　株式会社ツクイ取締役地域戦略推進本部統括兼地域戦略推進本部長 2020年４月　同社　取締役 2020年５月　当社　顧問（現任）	― 株

（取締役候補者とした理由）

同氏は、当社の親会社において、在宅介護事業、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業の経験を有しており、新しいサービスの事業化を成し遂げた実績があります。今後、当社が事業展開を行い企業価値の最大化を図るためには、同氏の能力及び幅広い知見と経験が必要と考え、今回新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 新任	伊藤雅仁（いとうまさひと） （1967年9月20日生）	1991年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年４月　ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年10月　ソフトバンク・ファイナンス株式会社入社 1999年10月　同社　財務部長 2003年２月　ファイナンス・オール株式会社 代表取締役社長 2005年６月　SBIホールディングス株式会社　取締役 2006年３月　同社　取締役執行役員常務 2006年９月　株式会社フュージョンパートナー（現株式会社スカラ）取締役 2011年８月　株式会社ケイブ　代表取締役社長兼CEO 2012年10月　ヤフー株式会社　入社 2012年10月　同社　金融サービスユニットマネージャー 2013年１月　ワイジェイFX株式会社 代表取締役社長CEO 2016年10月　ネクストシフト株式会社 代表取締役社長CEO（現任） 2017年４月　株式会社ツクイキャピタル 代表取締役社長 2017年10月　株式会社Kyash　監査役（現任） 2020年４月　FXcoin株式会社　社外取締役（現任）	― 株
（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社グループ会社の代表取締役社長をはじめ長年にわたり要職を歴任され、豊富な経験と経営に必要な幅広い見識を有しております。今後、当社の事業戦略を構築・推進するためには、同氏の能力及びこれまでの経験に基づく助言が必要と考え、今回新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任	下村 光輝（しもむら みつてる） （1973年2月7日生）	2004年11月　株式会社ツクイ入社 2007年７月　同社　人材派遣推進本部西日本圏本部長 2008年10月　同社　人材派遣推進本部東日本圏本部長 2010年４月　同社　人材派遣推進本部中部日本圏本部長 2010年７月　同社　人材開発推進本部副本部長 2012年２月　同社　有料老人ホーム推進本部 ツクイ・サンシャイン新倉敷施設長 2012年７月　同社　有料老人ホーム推進本部 ツクイ・サンシャイン成城施設長 2014年10月　同社　有料老人ホーム推進本部営業本部長 2015年４月　同社　営業推進本部長 2016年７月　当社　営業推進部長 2018年４月　当社　営業本部副本部長兼営業推進部長 2019年４月　当社　営業本部副本部長兼営業支援部長 2019年６月　当社　取締役営業本部副本部長兼営業支援部長 2019年７月　当社　取締役第二営業本部長兼営業支援部長 2020年４月　当社　取締役兼営業支援部長（現任）	4,400株
（取締役候補者とした理由） 同氏は、2019年６月に取締役に就任して以来、これまでの事業経験を活かして営業部門を統括し、取締役としての責務を果たしております。今後、当社の事業戦略を構築・推進するためには引き続き同氏の能力及び経験が必要と考え、取締役候補者といたしました。			

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役４名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	金井直人 （1955年１月23日生）	1978年４月　株式会社横浜銀行入行 2007年２月　横浜信用保証株式会社社長 2010年６月　日本インター株式会社常勤監査役 2012年12月　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構参与 2016年２月　当社　常勤顧問 2016年６月　当社　常勤監査役 2018年６月　当社　取締役（常勤監査等委員）（現任）	5,000株
（監査等委員である取締役候補者とした理由） 同氏は、監査・監督に関する知見を有しており、その豊富な業務経験と実績から、監査等委員会の運営全般を統括し、情報収集等の充実を図ることで監査及び監督機能の実効性を高め、ガバナンス強化に貢献しております。これらの実績をふまえ、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任	瀬戸恒彦 （1956年3月12日生）	1979年４月　神奈川県庁入庁 1999年４月　同　介護保険推進本部主幹 2001年４月　社団法人かながわ福祉サービス振興会事務局長 2001年６月　同　専務理事兼事務局長 2014年６月　公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長（現任） 2014年６月　一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事（現任） 2017年６月　当社　社外取締役 2018年６月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	― 株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

同氏は、介護保険制度に関する専門的知見を有しており、長年の行政勤務を通じて、介護・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等幅広い分野における見識から、当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の指名委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名にあたり、指名手続の公正性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの実績をふまえ、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任	天野直樹（あまのなおき） （1963年5月10日生）	1999年４月　横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）登録 1999年４月　永井法律事務所入所 2007年４月　永井・天野法律事務所パートナー（現任） 2016年６月　当社　監査役 2018年６月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	― 株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

同氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門的な知見及び豊富な経験のもと、法的な観点等から当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名手続及び役員報酬の決定にあたり、公正性・客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの実績をふまえ、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏がパートナー弁護士を務める永井・天野法律事務所と当社との間に法律顧問契約及び取引はありません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4 再任	堀江明弘（ほりえあきひろ） （1959年11月３日生）	1989年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1993年４月　公認会計士登録 2002年７月　税理士法人ブレイン総合会計代表社員 2006年12月　株式会社パートナーズ・ホールディングス取締役 2008年４月　株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役（現任） 2016年６月　当社　監査役 2018年６月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	― 株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 同氏は、公認会計士としての独立した立場から財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、当社の経営について監査・監督いただいております。また、任意の報酬委員会の委員を務めており、役員報酬の決定にあたり、報酬案の客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。これらの実績をふまえ、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏は、社外取締役候補者であります。
３．瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、瀬戸恒彦氏の在任期間は、本総会の終了の時をもって３年となります。天野直樹氏及び堀江明弘氏の在任期間は、本総会の終了の時をもって２年となります。
４．当社は、瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する額としており、本議案が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、瀬戸恒彦氏、天野直樹氏及び堀江明弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

第５期定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテル横浜キャメロットジャパン　４階　フェアウインドⅡ・Ⅲ
横浜市西区北幸一丁目11番3号　　TEL045（312）2111（代表）

交通

ＪＲ・横浜市営地下鉄・私鉄各線　「横浜駅」徒歩５分
横浜駅西口ジョイナス地下１階西口中央通り（旧ダイヤモンド地下街）南12番出口

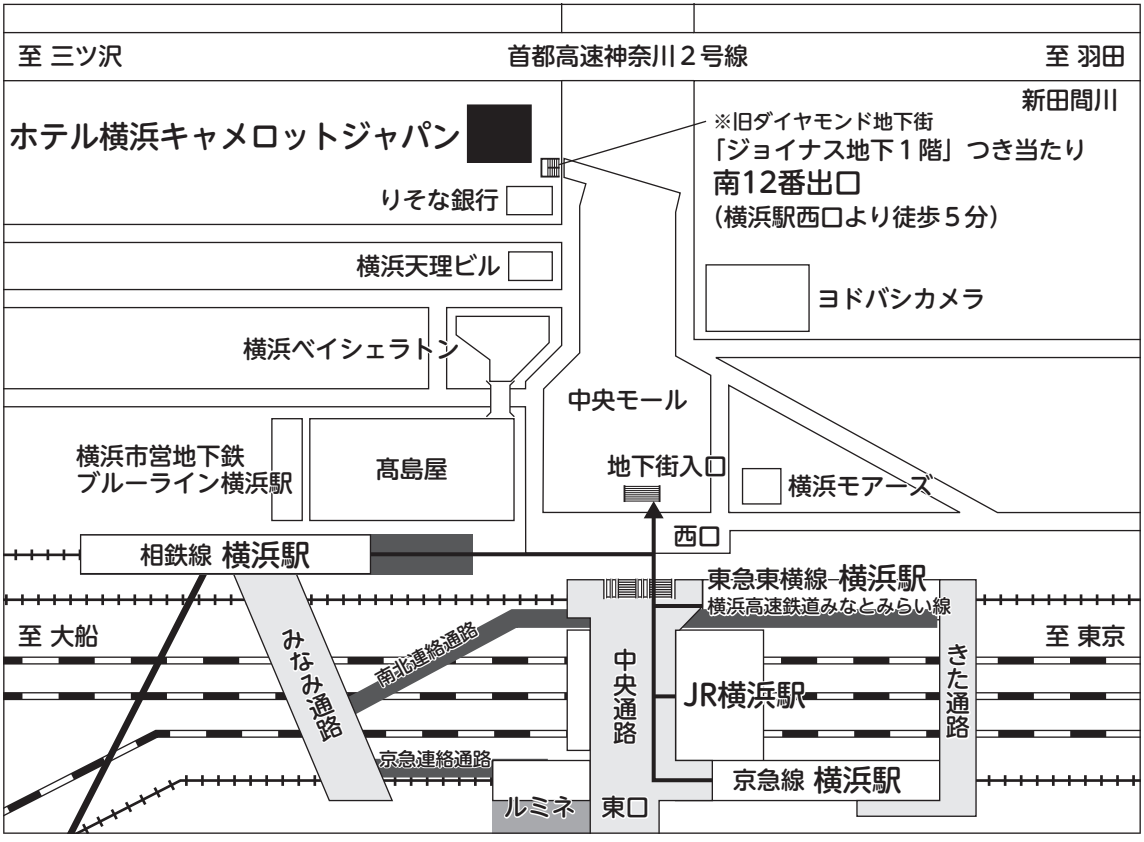

※駐車場のご用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。